

企業会計制度の現状と課題—混乱期の様相—

専修大学商学部教授・一橋大学名誉教授

安藤 英義

1. 序：混乱期の様相

わが国の企業会計制度は今日、激しい変化の只中にあり、しかも混乱の様相を呈している。この混乱は、会計基準の国際化に起因し、次のような多くの次元に及ぶ。①会社法会計と金融商品取引法会計、②中小企業の会計、③コンバージェンス（共通化）とアドプション（導入）、および④連結財務諸表と個別財務諸表。相互に関係しながらも分けて考えることができるこれら各次元について、最近の経緯を含む現状と課題を述べる。

2. 会計基準の国際化と法的対応

最近における会計基準の国際化の起点は、第1次橋本内閣（平成8年1月～同年11月）が打ち出したいわゆる日本版金融ビッグバン—内外の金融・資本取引の全面的な自由化・国際化を平成13年までに達成するという方針—である。この政府方針の一環として、平成8年6月、企業会計審議会は、「金融証券市場のグローバル化等に対応して、企業の透明性を維持していくためには、国際的な動向をも踏まえながら、会計処理基準について一層の整備が必要になる」として、いくつかの部会を新設して、改

訂を含む新たな会計基準のいわば量産計画を策定した。

この計画に沿って新たに設定された会計基準は、連結財務諸表原則の改訂（平成9年6月）、連結キャッシュ・フロー計算書等（10年3月）、研究開発費等（10年3月）、退職給付（10年6月）、税効果会計（10年10月）、金融商品（11年1月）、外貨建取引等会計処理基準の改訂（11年10月）、固定資産の減損（14年8月）、企業結合（15年10月）である。なお、これをもって、企業会計審議会による「会計」基準の設定は終了している。

内容の複雑・高度化した会計基準の矢継ぎ早の公表に対して、商法（当時）サイドは次の二つの対応を見せた。一つは、法務省が、大蔵省（当時）と共同で商法学者、会計学者および実務家の参加を求めた「商法と企業会計の調整に関する研究会」の「報告書」（平成10年6月）において、実質的な一元化の方向で進んできた商法会計と証券取引法（当時）会計の乖離化を容認したことである。すなわち、企業会計審議会で当時検討中であった金融商品の時価評価と税効果会計の適用は、上場会社等の証券取引法適用会社には強制されるが、それ以外の中小会社等には必ずしも強制されないとされた。

も く じ

企業会計制度の現状と課題—混乱期の様相— … 1	
地域経済活性化に資する商業教育を …………… 5	
地域と連携した実践的ビジネス体験学習 …………… 9	
JR 東日本と連携したツアー “駅からハイキング”の企画・実施…………… 13	

訴求力をもつ商業教育に向けて —新しい知的好奇心創造の可能性— …………… 17	
高校生に対する情報リテラシー教育の一環として …………… 21	
日本簿記学会第27回全国大会における 「高校簿記教育懇談会」のお知らせ …………… 24	

もう一つは、平成14年5月改正商法で、財産の評価規定と繰延資産および引当金に関する規定を削除し、省令に委任したことである。その理由は、会計基準の国際化の動きによって会計基準の改正・新設が広範かつ迅速に進められている状況にある中で、証券取引法会計の変更に合わせて商法改正を行う従来の方法では、商法改正に相当の時間がかかることから、証券取引法会計の迅速な変更を阻害することとなるからである、とされた。

以上から分かるように、最近の商法・会社法会計の動きは、証券取引法・金融商品取引法会計との調整およびその効率化を重視したものである。しかし、この結果、中小企業の会計、および効率性追求により犠牲となる法的安定（安全、確実）性が、新たな課題として浮上してくることになる。

3. 会社法会計と金融商品取引法会計

—会社法の「会計の原則」規定

会社法（平成17年7月公布、18年5月施行）は、「会計の原則」（2編5章1節）として、「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。」（431条）と定めた。法務省筋の解説によれば、この規定は、会計の情報提供機能（財産状態・経営成績等の情報提供）に関して、金融商品取引法（旧証券取引法）会計の会社法への全面的な受入れを意図したものである。換言すれば、会社法会計と金融商品取引法会計の一元化であり、会計基準の国際化への究極的な対応であるといえる。

しかし、その結果として、金融商品取引法の適用がない株式会社（非上場会社とくに中小企業）に対しても金融商品取引法会計が適用されるのか、という大きな問題が生じる。これについて、法務省筋の解説および学界の通説は、会社法における「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」は株式会社の規模・業種・株主構成等によって複数同時に存在し得るのであり、したがって、例えば「中小企業の会計に関する指針」は、一定範囲の株式会社に対して「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に該当するとしている。

中小企業の会計に関する問題の解決は、このように会社法第431条の解釈に頼っているのが現状である。法の解釈については、たとえ通説であっても、それを実際に適用するかどうかは裁判官の判断に掛かっている。これは、まさに法的安定性の問題である。

4. 中小企業の会計

—「中小企業の会計に関する指針」

わが国の株式会社の総数は約250万社といわれるが、その99%超はいわゆる中小企業である。中小企業では、もっぱら会社法会計が行われる。情報提供を目的とする金融商品取引法会計と違って、会社法会計は本来的に利害調整を主目的としている。利害調整というと、一般に利益配当をめぐる株主と債権者の関係がいわれるが、しかしそれだけではない。会社財産をめぐる株主（委託者）と取締役（受託者）の利害調整も不可欠である（会計帳簿と決算の本来的意義はここにある）。

最近の複雑・高度化した金融商品取引法会計がそぐわない中小企業のために、民間4団体（日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、日本商工会議所、企業会計基準委員会）が連名で「中小企業の会計に関する指針」（平成17年8月／毎年改正）を公表している。この契機としては、会社の決算公告に代えて電磁的方法による計算書類の公開が（平成14年4月から）認められたこと、および会社法に会計参与の制度が新設されたことがあった。

ところが最近、中小企業の会計について、新しい動きがあった。平成22年2月、中小企業庁に「中小企業の会計に関する研究会」が設置され、同年9月、中間報告書が出された。平成22年3月、公益財団法人財務会計基準機構に「非上場会社の会計基準に関する懇談会」が設置され、同年8月、報告書が公表された。二つの報告書は、中小企業の会計について、現在の「指針」とは別に、より簡便な新たな会計指針を設定するという方向を示した。

この新しい動きの根底には、IFRS（国際会計基準／国際財務報告基準）のわが国への影響に対する多くの人々の不安がある。頼りとするべき現在の「指針」も、間接的ながら徐々にIFRSの影響を受けつつある。「指針」は、会計参与設置会社を念頭に置き、会計参与に責任が生じないように、法令・基準の改正に合わせて多少とも更新せざるを得ない。改正を重ねた「指針」は、当初に比べ多少複雑化し、頁数も増えている。

平成23年2月、中小企業庁・金融庁共同で「中小企業の会計に関する検討会」が設置され、新たな指針の設定に向けて検討が開始された。夏ごろには結論が得られると見られる。

この検討における課題として注目されるのは、新たな指針の名称もあるが、何よりも現在の「指針」との棲み分け（対象企業の区分）がどうなるかである。上に述べた二つの報告書の公表までの審議において、対象企業の区分の必要性および会計参与設置会社か否かで区分することの可否が、大きな論点となった。「懇談会」の報告書は、「指針」を存続させるのであれば対象企業の区分は必要であり、しかもその区分は、（実際にごく少数に過ぎない）会計参与設置会社か否かではなく、規模別など何らかの基準によるべきであるとの立場である。「研究会」の中間報告書は、（困難が見込まれる）対象企業の区分に消極的と取れる。仮に、「指針」との棲み分け問題を避けて新たな指針が公表された場合には、中小企業の会計は無用の混乱に陥ることが危惧される。

5. コンバージェンス（共通化）とアドプション（導入）

企業会計審議会に代わってわが国の会計基準を開発する民間組織として、平成13年7月、財団法人（現 公益財団法人）財務会計基準機構（FASF）が設立され、その下に企業会計基準委員会（ASBJ）が設置された。ASBJがこれまでに公表した企業会計基準は、第1号「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」（平成14年2月／その後改正あり）から第25号「包括利益の表示に関する会計基準」（平成22年6月）に至る。

2007年8月、ASBJはIASB（国際会計基準審議会）との間でIFRSとのコンバージェンス（収斂ないし共通化）に向けた合意（東京合意）を公表した。合意の内容は、①EUの同等性評価（EU資本市場で通用するためには、日本基準が質的にIFRSと同等であると認定されること）における重要な差異（26項目）については、2008年中に解消、②同等性評価におけるそれ以外の既存の差異については、2011年6月末までに解消、③2011年6月末以降に適用される検討中の会計基準については、その適用時にわが国において国際的なアプローチが受け入れられるよう緊密に作業を行うこと、とされた。このうち、①について、2008年12月、EUの欧州委員会（EC）は、米国会計基準と同様、わが国会計基準をIFRSと同等であると認定した。②について、現在、ASBJはコンバージェンスを進めている。

わが国に先立ってコンバージェンスを進めてきた

米国では、2008年11月、SEC（証券取引委員会）が、米国企業に対してIFRSの適用を容認（任意適用）・強制適用するためのロードマップ（工程表）案を公表した。これによれば、一定の要件を満たす企業が2010年初めに降提出する財務報告についてIFRSの適用を容認し、2014年から財務報告を提出する全企業にIFRSを段階的に強制適用することの是非について、2011年までに決定する案を提示している。なお、現在のところ、米国ではIFRSの任意適用さえ未だ実施されておらず、強制適用の是非についても情報は錯綜している。

米国におけるこのようなIFRS導入（アドプション）の動きに触発されて、わが国でもアドプションが検討され、2009年6月、企業会計審議会は「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」を公表した。この意見書の趣旨は、今後ともコンバージェンスを推進する一方で、アドプション（意見書では「IFRSの適用」という）を計画するものである。アドプションに関しては、①アドプションに向けた基本的考え方、②アドプションに向けた課題、③任意適用および④将来的な強制適用の検討、に分けて記載されている。

その中で、とくに注目された③と④の要点は次のとおりである。③任意適用については、国際的な財務・事業活動を行っている上場会社であって、一定の条件を満たす企業の連結財務諸表を対象に、2010年3月期の年度決算から認めることが適当であると。④強制適用については、その是非および是とした場合の対象企業について、ある時期に最終的な判断を行うことが適当であり、その時期はとりあえず2012年を目途とすることが考えられる。この時の判断で強制適用が是とされた場合には、適用開始まで少なくとも3年の準備期間が必要となるとする。個別財務諸表への適用については、強制適用の是非を判断する際に、幅広い見地から検討を行う必要があるとする。

③任意適用については、すでに2010年3月期決算から、厳しい条件付で任意適用が制度化された。この最初の決算で、IFRS適用の連結財務諸表を公表した上場会社は、わずかに1社であった。来る2011年3月期決算では、これが何社になるのか、注目される。また、④強制適用については、その是非等の判断時期の目途とされる2012年が近づきつつある。この時の判断がどうなるのか、大いに注目

されている。

6. 連結財務諸表と個別財務諸表—連結先行

コンバージェンスおよびアドプシオンにおいて、個別財務諸表に先立って連結財務諸表を対象とするやり方（いわゆる連結先行）が、わが国では採られつつある。上に述べた企業会計審議会の「意見書」は、アドプシオンにおける連結先行を明確にしているが、コンバージェンスにおける連結先行についても、とくに「注」を設けて次のように述べている。「コンバージェンスの推進には、これまでの会計を巡る実務、商慣習、取引先との関係、さらには会社法との関係及び税務問題など調整を要する様々な問題が存在する。こうした状況を踏まえ、今後のコンバージェンスを確実にするための実務上の工夫として、連結財務諸表と個別財務諸表の関係を少し緩め、連結財務諸表に係る会計基準については、情報提供機能の強化及び国際的な比較可能性の向上の観点から、我が国固有の商慣習や伝統的な会計実務に関連の深い個別財務諸表に先行して機動的に改訂する考え方（いわゆる「連結先行」の考え方）で対応していくことが考えられる。」

ASBJが公表した企業会計基準第25号「包括利益の表示に関する会計基準」（2010年6月）は連結先行で、個別財務諸表への適用を求めるかどうかについては、公表から1年後を目途に判断するとされている。ASBJが現在進めているコンバージェンス第2段階には企業結合（ステップ2：のれんの償却等）と無形資産が残されているが、これらについても連結先行となる可能性がある。

これに関連して、2010年9月、FASBは「単体財務諸表に関する検討会議の設置について」を公表した。この「検討会議」では、個々の会計基準ごとに、単体（個別）財務諸表のコンバージェンスを当面どのように取り扱うべきかについて、ハイレベルな意見を聴取検討の上、対応の方向性について意見を集約する。そして、この意見を十分斟酌して、ASBJは最終判断を行うこととなるとする。

コンバージェンスが進む会計基準の「連結先行」はひとまずよいとして、その後の着地点はどうなるのかという問題がある。産業界などには、この着地点について連単分離と連単一致の二つの意見の対立がある。製造業では連単分離が、非製造業では連単一致が支持される傾向にある。連単の分離か一致か、

どちらも諸外国に先例があるから各陣営は強気である。この意見対立は、やがて判断されるべきIFRSの強制適用の是非および対象企業等をめぐる意見の対立に発展する可能性がある。

7. 結び：混乱の収束策と簿記の不易性

企業会計制度の混乱の基因は、あるべき会社法会計の不在にある。旧商法時代には、すべての株式会社を念頭に会計規定が置かれていたが、会社法にはこれがないも同然である。

今日の混乱を収めるには、会社法（会計）を区分して、金融商品取引法適用会社ないし大会社に対する会社法（会計）と、それ以外の会社に対する会社法（会計）を用意するしかないのではないかと私はそう思われる。

最後に、企業会計制度からは独立の「簿記の不易性」（拙稿「高等学校簿記会計教育を考える」『じっきょう商業教育資料』No.49（1998年4月）参照）に関して、是非触れておきたい。簿記は、その歴史からして、何よりも企業自身に役立つべく、伝統的な企業の論理に基づかなければならない。

IFRSに代表される財務報告の趨勢は、市場の論理でしか説明がつかない。IFRSは、資本市場における投資意思決定に役立つ財務情報の提供を旨として、将来予測を含んだ公正価値ないし時価ベースに走る傾向にある。これは、必要があって取引および原価ベースでやってきた簿記からすれば、簿記離れに他ならない。「資本」に代えて「純資産」や「持分」とするのも、同様に簿記離れである（拙稿「簿記の財務会計化と「資本」衰退への危惧」『会計』177巻6号（2010年6月）参照）。

こうなると、企業は自身のために簿記会計を行う一方で、市場に対しては（簿記会計から独立した）財務報告を行うことになろうか。されば、せめて簿記に対するIFRSの影響は、今のうちに遮断するに限るということになろう。